

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成26年 2月28日制定

平成28年 4月11日改正

平成29年 3月27日改正

平成29年11月10日改正

令和 3年 5月12日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北地域の交通事故の減少及び公共交通の利用促進を目的とし、高齢者をはじめとする運転免許証を自主返納する者を支援するため、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内であるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (4) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。

(支援内容)

第3条 下北地域公共交通総合連携協議会会長（以下「会長」という。）は、次条の対象者に対して、別表に掲げるバス事業者（以下「事業者」という。）の切符又は定期券（以下「切符等」という。）の購入費用を助成する。

2 助成限度額は、5,000円とする。

3 助成は、対象者本人に対し1回に限る。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納を行った日、運転経歴証明書の交付を受けた日及び助成の申請を行う日現在で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づきむつ市又は下北郡内町村の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通

知書の交付を受けた者

(申請方法、支払等)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、会長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、助成を受けようとする会計年度の3月31日までに行わなければならない。

3 会長は、前項の申請が適正であると認める場合は、申請者に下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証(以下「資格者証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

4 資格者証の有効期限は、交付の日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までとする。

5 申請者は、事業者から切符等を購入する際には、資格者証を事業者に提出しなければならない。

6 事業者は、申請者が支払うべき切符等の購入費用のうち、下北地域公共交通総合連携協議会(以下「協議会」という。)が助成する額については、徴収しないものとする。

7 会長は、前項の規定により事業者が申請者から徴収しなかった切符等の購入費用について、当該事業者に対して支払うものとする。

(請求)

第6条 事業者は、前条第6項の徴収しなかった額について月ごとに取りまとめ、請求書(様式第3号)に申請者から提出された資格者証を添えて、翌月10日までに会長に請求するものとする。

(返還)

第7条 会長は、切符等の購入に係る助成を受ける申請者が提出書類の記載の虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、助成額分を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(適用区分)

第9条 この要綱は制定の日から施行し、平成26年4月1日以後に運転免許証を自主返納した者について適用する。

別表

バス事業者名	住 所
下北交通株式会社	むつ市金曲一丁目 8 番 1 2 号
ジェイアールバス東北株式会社青森支店大湊支所	むつ市大平町 2 番 3 号
有限会社脇野沢交通	むつ市脇野沢桂沢 1 3 3 番地 4
有限会社むつ車体工業	むつ市南赤川町 1 0 番 2 5 号

様式第1号（第5条関係）

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、青森県公安委員会に運転免許証を自主返納しましたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

令和 年 月 日

申請者	住所	電話：
	ふりがな 氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日

※添付書類 ・ 運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証受領書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証を受領しました。

受領年月日 令和 年 月 日

氏 名 _____

様式第2号（第5条関係）

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証

次の者は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業の対象者であることを証明する。

住 所	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日

令和 年 月 日発行

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 印

- ※ ・資格者証の有効期限は、発行日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までです。
- ・資格者証は、再発行できません。

切符等購入証明

購入年月日：令和 年 月 日

切符等金額：_____円 （種類： 切符 ・ 定期券 ）

事業者名： 下北交通(株) ・ JRバス東北(株)青森支店大湊支所
(有)脇野沢交通 ・ (有)むつ車体工業

購入者氏名： _____

代理人氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____

請求書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

事業者名
住 所
代表者氏名

金 _____ 円

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業に係る切符等購入助成額分として
上記金額を請求します。（令和 年 月分）

- 添付書類 ○様式第2号下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証
○様式第3号別紙請求内訳

振込先

様式第3号別紙（第6条関係）

請求内訳

No	購入者氏名	生年月日	切符等価格	受取済額	請求金額
合計（ 件）					